

「藤沢市地域見守り活動に関する協定」締結基準

藤沢市が、地域のつながりや絆を大切に、誰もが安心して住み続けたいと思える魅力あるまち（地域）をめざし、高齢者等の孤立や詐欺被害の防止をはじめ、行方不明となる恐れがある高齢者等の発見・見守り等に向け、地域見守り活動に関する協定の締結を行う事業者は、次のとおりとする。

1 協定の締結を行う事業者等

- (1) 日常生活に密接に関連し、市内個人宅を訪問する事業者（代表者）
- (2) 市内広域に店舗を有する事業者（代表者）
- (3) 商店や事業者等が加盟する団体（代表者）
- (4) その他市長が締結を必要とする事業者（代表者）

2 事業者の選定基準

次の（１）～（３）のいずれかを満たす事業者とする。ただし、協定締結後、可能な限り本市の認知症サポーター養成講座の受講など、認知症の理解に努めることを条件とする。

- (1) 市内広域を活動対象とする事業者であること。
- (2) 訪問する顧客等が特定されており、市内に一定数の対象者が存在する事業者であること。
- (3) 地域に根付いた事業者であること。

ただし、次のいずれかに該当する事業者は対象としない。

ア 藤沢市暴力団排除条例第２条第２号から第５号に規定する暴力団、暴力団員等、暴力団経営支配法人等及びそれらと密接な関係を有すると認められる者（法人にあっては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいう。）が暴力団員等と密接な関係を有する者をいう。）

イ 政治活動又は宗教活動の一環として個人宅を訪問する事業者

ウ 見守り活動が本来の業務に含まれると考えられる事業者

エ 活動実態が明確に公表されていない事業者

オ その他協定締結の効果が期待できないと考えられる事業者

以 上